

横浜市食育推進ロゴマーク 使用案内

1 趣旨

横浜市では、「横浜市食育推進計画」を策定し、食育の普及啓発を進めています。新たな計画である「第3期横浜市食育推進計画」が令和6年度から開始することにあわせ、このたび、横浜の食育をアピールする「横浜市食育推進ロゴマーク」を作成しました。

関係団体や事業者の皆様におかれましては、市民の皆様の食育への関心を高め、行動するきっかけとするため、「横浜市食育推進ロゴマーク」の積極的な御活用をお願いいたします。

2 コンセプト

横浜の街並みから海までを1本の線につなげ、代表的な主食(稲)・主菜(魚)・副菜(トマト)を自然な流れで配置することで、「食」と「生活」のつながりを表現しています。

3 ロゴマークデザイン

データは illustrator、JPEGまたはPDFでの提供となります。

	カラー	単色(青)	単色(黒)
文字あり			
文字なし			

4 使用申請

「横浜市食育推進ロゴマーク」を使用しようとする場合は、下記担当まで御連絡ください。また、ロゴマークを使用した場合は、現物またはPDF等のデータを担当まで御提供ください。ロゴマークに関する一切の権利は、横浜市に帰属しています。

■ 使用申請・問合せ窓口 ■

横浜市 健康福祉局 健康推進課 食育担当

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

TEL : 045-671-2454 E-mail : kf-shokuiku@city.yokohama.jp

5 用途

「横浜市食育推進ロゴマーク」は横浜市の食育事業の周知のために以下の用途で使用できます。

- ア 広報・広告（事業や商品等の情報を世間に広く宣伝するものをいう）
- イ 商品（販売を目的として製造した製品及びそれに準ずるもので収益を伴うものをいう）

6 使用の際の注意点

(1) ロゴマークを使用するときは、次の事項を守ってください。

- ア 市民の皆様の食育への関心を高めることを目的として使用してください。
- イ デザインを変形・加工したり、他の図形等と重ねて使用しないでください。
- ウ 縦横比の変更や形状の一部改編も認められません。

(2) 次の場合には、使用できません。

- ア 特定の個人又は団体等の売名に利用しようとする場合
- イ 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合
- ウ 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動に利用する場合
- エ ロゴマークの趣旨と異なる利用をする場合
- オ 横浜市が行う事業又は支援等を行う関連事業を推進する上で支障が生ずるおそれがある場合
- カ 前各号のほか、使用方法が不適當であると認められる場合

令和5年4月

横浜市健康福祉局健康推進課